

定住促進助成 産業振興支援助成

対象期間を平成29年1月1日まで延長

新築住宅を取得された方に交付します

定住促進助成金

笠松町内に住宅を新築または新築住宅を購入し、入居された方に「定住促進助成金」を交付しています。



【対象となる方】

次の①～④すべて満たす方

- ①平成26年1月2日から29年1月1日までに新築住宅を取得し、入居された方
- ②笠松町内に住所を有している方
- ③住宅に入居する世帯全員の町税などに未納がないこと
- ④住宅取得時に、関係法令や条例などに違反していないこと

【対象となる住宅】

玄関、台所、トイレ、居室を有し、利用上の独立性を有する新築住宅（賃貸住宅を除く）であること

【助成期間】

ア 一般住宅（イ以外の住宅） 3年度分
イ 3階建て以上の中高層耐火住宅など 5年度分

【助成額】

住宅に課税される固定資産税の額

【問合先】税務課 ☎388-1112

新しく事業所の設置や設備投資をされた方に交付します

産業振興支援助成金

産業の振興を目的に、笠松町内で新たに事業所の設置や設備投資をした場合に「産業振興支援助成金」を交付しています。

【対象となる事業所】

次の①～⑥すべて満たす法人または個人

- ①笠松町内に事業所を有する法人または個人（新たに事業所を設置する場合を含む）
- ②平成29年1月1日までに投下固定資産を取得し、1年以内に操業を開始した法人または個人
※操業開始とは事業所の設置、または償却資産などを実際の事業の用に供することをいいます。
※投下固定資産の範囲
(1) 操業開始前3年以内に取得した土地
(2) 操業開始前1年以内に取得した建物
(3) 操業開始前1年以内に取得した償却資産（耐用年数5年未満のものは除く）
- ③新設または増設しようとする投下固定資産の総額が1千万円以上であること
- ④町税などに未納がないこと
- ⑤性風俗特殊営業など助成の対象とならない事業を行っていないこと
- ⑥事業を行うにあたり、関係法令や条例などに違反していないこと

【助成期間】

操業開始後、初めて固定資産税が課税された年度を含めて3年間

【助成額】

投下固定資産に対して課税された固定資産税の納付相当額

【問合先】

環境経済課 ☎388-1114

